

伯耆町財政状況
令和8年度当初予算
編成方針・要領説明会資料



令和7年10月
伯耆町 総務課

1 令和8年度 予算編成方針

(1) 予算編成の基本方針

令和7年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」では、「減税政策よりも賃上げ政策」を重視し、経済全体の規模の拡大を通じて「成長型経済の実現」を目指すと掲げました。

令和8年度は、物価高騰や社会保障経費の増、人事院勧告による人件費の増など、歳出が増加することが見込まれます。

一方、歳入においては、これまで多くの公共施設更新で活用してきた財政的に有利な合併特例事業債は、令和6年度で発行可能額をすべて発行し、今後改修工事等を行う際には、これまで以上に財源の確保が厳しい状況となります。伯耆町を取り巻く状況はここ数年で大きく変動しています。伯耆町の財政状況を、職員一人一人が正しく理解し、無駄な経費は削減し、財源を捻出しなければなりません。

令和8年度予算編成にあたっては国や県の施策と連動し、真に必要な施策を実施するため、住民生活の向上、産業・文化振興、観光資源の開発、人材の発掘、地域の活性化、町のブランド化など、町民の誇りを高めるために事業の見直し、且つ新規事業の計上を厭いません。

限りある財源による「積極的な施策」を実現するために、「全事務事業見直し調査」などを踏まえ、既存事業の「目的」「必要性」「費用対効果」などを再度検証し、特に「目的を達成した事業」や「マンネリ化した事業」については事業の廃止、統合を厳正に行い、具体的かつ実現性を踏まえた要求となるよう、創意工夫を持って予算編成に取り組んでください。

(2) 伯耆町の財政状況

1 令和6年度決算状況（一般会計）

区 分	歳入額 ①	歳出額 ②	歳入歳出差引③ (①-②)	翌年度へ繰り越す べき財源④	実質収支 (③-④)	単年度収支 (ア-イ)
令和6年度(A)	82億2,438万円	77億9,882万円	4億2,557万円	2,610万円	ア3億9,947万円	△ 3,543万円
令和5年度(B)	80億7,837万円	76億1,781万円	4億6,057万円	2,566万円	イ4億3,490万円	△ 6,959万円
増減(A)-(B)	1億4,601万円	1億8,101万円	△ 3,500万円	44万円	△ 3,543万円	3,416万円

令和6年度の伯耆町一般会計決算は、前年度決算額に対して、歳入では1億4,601万円、歳出では1億8,101万円の増額となり、実質収支は3億9,947万円の黒字となりました。

令和6年度も引き続き物価高騰対策への支援、低所得者への給付金事業など多くの事業を行ったため、歳入、歳出とも前年度より増加しました。

<令和6年度 普通会計決算統計>

【歳入・歳出】

(単位：千円、%)

区 分		R 6 決算	R 5 決算	伸率	R6構成比	R5構成比
地 方 税		1,310,728	1,367,311	△ 4.1	15.9	16.9
地 方 交 付 税		3,852,484	3,723,025	3.5	46.8	46.1
国・県支出金		1,434,943	1,326,180	8.2	17.4	16.4
地 方 債		283,300	292,900	△ 3.3	3.4	3.6
そ の 他		1,352,031	1,370,764	△ 1.4	16.5	17.0
歳 入 計		8,233,486	8,080,180	1.9	100.0	100.0
義 務 的 経 費	人件費	1,720,044	1,538,212	11.8	22.0	20.1
	扶助費	1,027,580	896,252	14.7	13.1	11.7
	公債費	965,850	1,006,494	△ 4.0	12.3	13.2
	小 計	3,713,474	3,440,958	7.9	47.4	45.1
普 通 建 設		567,929	577,502	△ 1.7	7.3	7.6
	単 独	322,090	341,709	△ 5.7	4.1	4.5
そ の 他		3,543,484	3,615,863	△ 2.0	45.3	47.4
歳 出 計		7,824,887	7,634,323	2.5	100.0	100.0

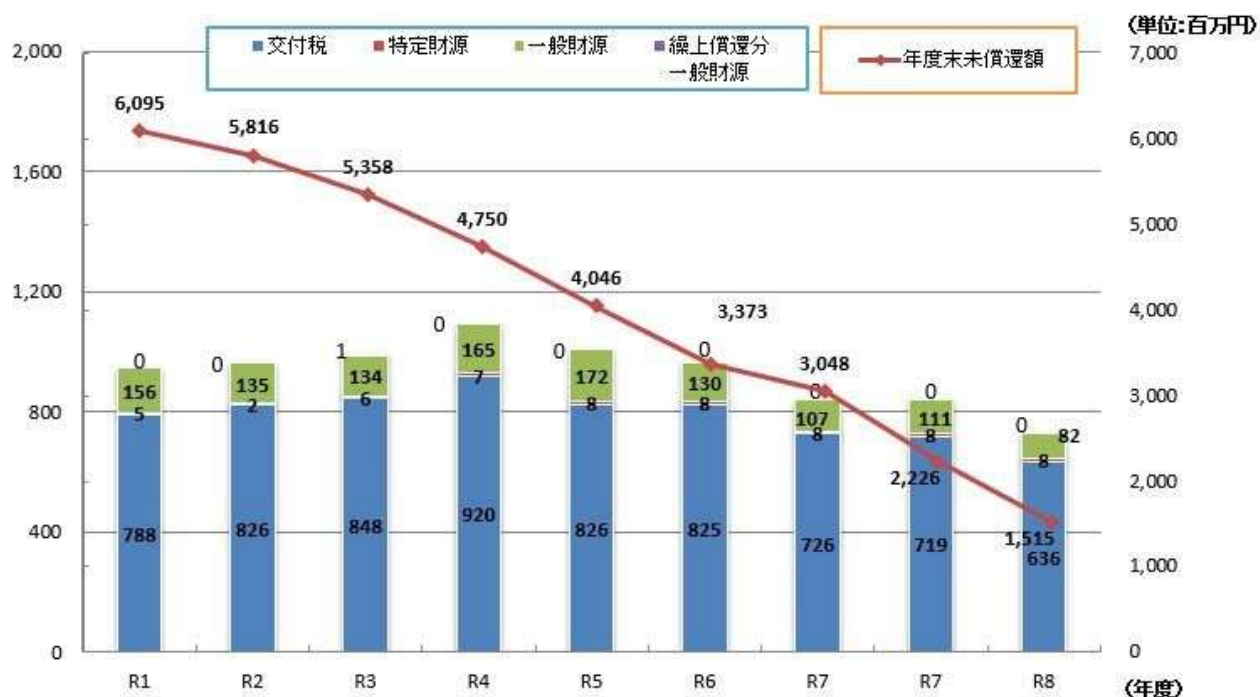
・人勧対応、R6年度から会計年度任用職員の勤勉手当支給開始等により、人件費が大幅に増。
今後も増加する見込み。

・高齢化、障害サービス利用増などにより扶助費増。

・普通建設事業費の減、起債早期返済により公債費減少。

⇒ 今後、義務的経費はさらに増加することが見込まれる。

2 地方債残高の推移（一般会計）



- ・令和7年度以降の償還予定額は、令和7年度借入予定分（当初予算額＋繰越額）を反映させたもの。
- ・令和8年度以降の借入額は未定であるため、償還予定額、年度末未償還額とも未反映となっている。

3 基金残高の推移（一般会計）

（単位：百万円）

年 度	元	2	3	4	5	6
財政調整基金	997	998	998	998	998	999
減価基金	723	723	781	783	817	849
小計	1,720	1,721	1,779	1,781	1,815	1,848
その他特定目的基金	2,107	2,115	2,339	2,519	2,682	2,743
定額運用基金	1	1	1	1	1	1
基金残高合計	3,828	3,837	4,119	4,301	4,498	4,592

4 地方交付税の推移

（単位：百万円）

区 分	元	2	3	4	5	6
地方交付税	3,282	3,486	3,860	3,824	3,723	3,852
普通交付税	3,074	3,278	3,630	3,596	3,501	3,616
特別交付税	208	208	230	228	222	236
臨時財政対策債	0	0	0	0	0	0
普通交付税＋ 臨時財政対策債	3,187	3,074	3,278	3,596	3,501	3,616

5 各財政指標の推移（普通会計ベース）

① 実質公債費比率

年 度	元	2	3	4	5	6
	8.3	7.7	6.7	6.8	7.9	8.1

実質公債費比率は1年間の収入に対する起債償還の負担割合です。

令和6年度の実質公債費比率は、前年度に比べて0.2ポイント増の8.1%となりました。

これは、近年、借入利率が上昇傾向にあり、起債を低い利率で借入することを目的に借入期間を短縮したため、1年あたりに償還する金額が増加したことが主な要因となっています。

【鳥取県内市町村の状況（令和5年度決算）】

鳥取市	8.8	智頭町	13.5	日吉津村	10.3
米子市	8.7	八頭町	9.3	大山町	10.2
倉吉市	7.7	三朝町	8.6	南部町	9.0
境港市	10.2	湯梨浜町	6.5	伯耆町	7.9
岩美町	9.0	琴浦町	12.3	日南町	7.5
若桜町	8.9	北栄町	9.5	日野町	8.4
				江府町	15.3

【類似団体との比較（令和5年度決算）】

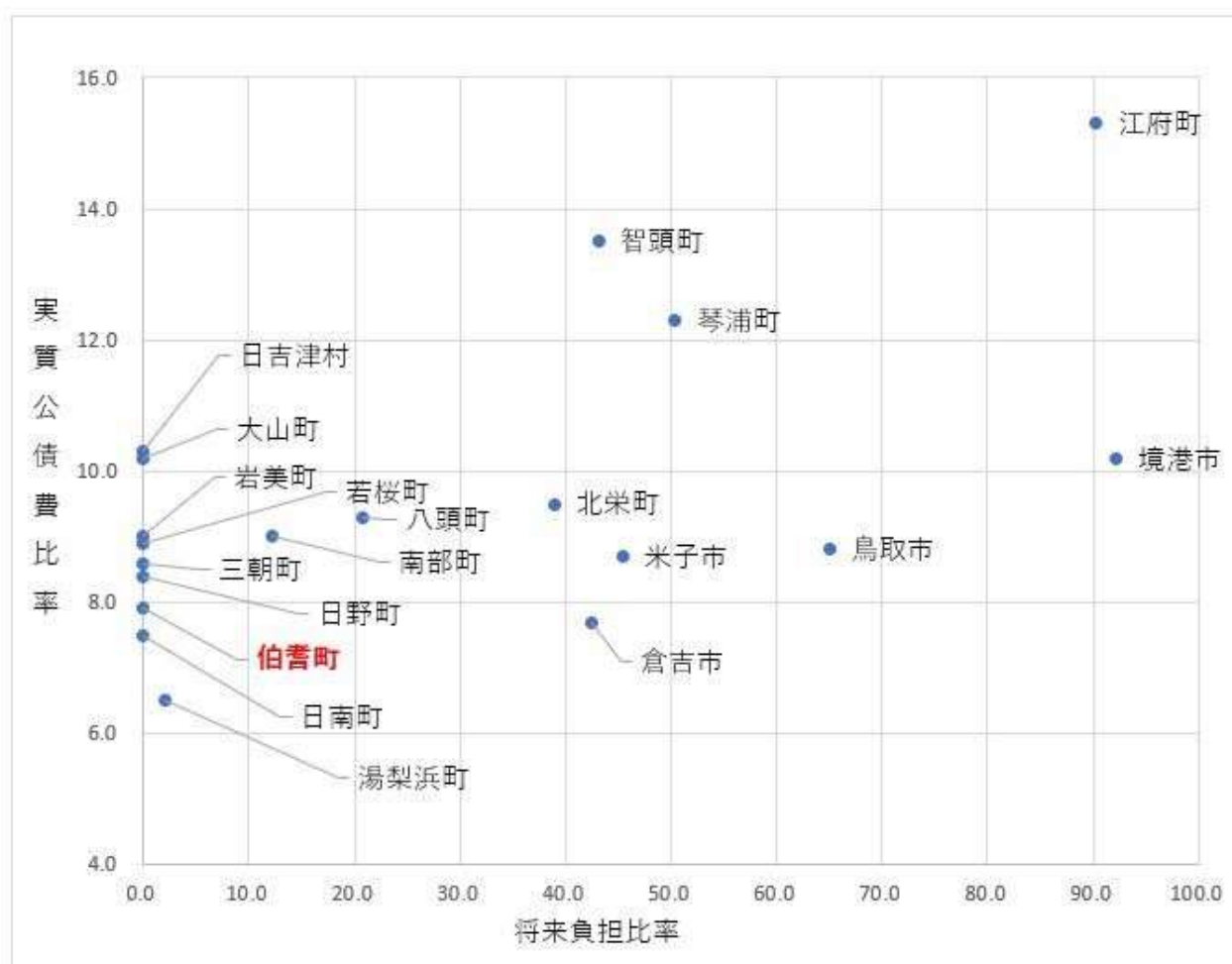


② 将来負担比率

年度	元	2	3	4	5	6
	— (△45.4)	— (△49.9)	— (△63.5)	— (△68.9)	— (△70.1)	— (△70.3)

将来負担比率の「—」は、現在の基金等で将来的な負担である公債費等をカバーできていることを表しています。今まで行ってきた起債の繰上償還、償還期間短縮の効果により、将来負担比率は年々改善されています。スピードを上げて償還を行うと、実質公債費比率が上昇しますが、令和6年度決算において8.1%と健全な状況をキープすることができています。

【鳥取県内市町村の状況（令和5年度決算）】



2 予算編成要領

(1) 当初予算編成スケジュール

令和7年11月 5日（水） : 予算要求入力開始

12月 4日（木） 17時 : 予算要求〆切

12月17日（水）～ : 各課ヒアリング開始

令和8年 1月 9日（金） 17時 : 集落補助分要求 + 追加要求〆切

1月下旬 : 町長査定（予定）

(2) 基本的事項

ア 通年予算の原則

予算は通年予算とし、原則として当初予算要求時には把握が困難なものや制度改正を伴うもの、災害関係経費など、真にやむを得ないもの以外については、年度途中の増額補正は認めませんので、安易に補正予算を見込まず、通年予算として要求を行ってください。

イ 国・県の動向について

予算要求時点では国の予算・地方財政計画等は未確定のため、制度改正等が明確になっているものを除き、現行制度を前提に予算編成を進めるものとします。

各課においては国・県の動向について積極的な情報収集に努めたうえで、適正な予算要求を行ってください。

ウ 追加要求期限の設定

国の動向等が不透明なものは、原則、現行制度により要求をしてもらいますが、住民生活に直接影響があるもので、その後、国の動向が明らかになったものについては“追加要求期限”を設定し対応することとします。追加要求をされる場合は、公会計システムの設定を行いますので、財政担当へ連絡してください。

【追加要求期限】令和8年1月9日（金）午後5時

(3) 個別事項

ア 歳入については、国・県・民間等の有利な補助制度を活用すること。

また、町税・利用料・使用料等にあつては、課税客体の確実な把握や徴収強化を図り、自主財源の確保に努めること。

イ 扶助費については、不用額が肥大しないよう国・県の制度改正の内容を十分把握し、近年の実績等を考慮（決算分析の際には、突発的な事象は除く）のうえ、的確な見込みを行い、また、対象者の見直し等細部にわたって徹底した検討を行い要求すること。

ウ 維持管理費（光熱水費等）は、過去のデータ管理を徹底し、状況に応じて必要な額を適切に見込むこと。（過大に見積もらないこと）

なお、過去の実績の平均値を根拠とする場合には、特殊事情（漏水など）は除いて算出すること。

エ 維持補修費については、施設の現状を把握し、緊急度等を十分精査・検討し、当該年度に補修等が必要と認められるものについて適正な額を要求すること。

※補正は、年度中途に生じた原因による緊急性のあるもの以外は認めない

オ 委託料については、改めて委託業務の内容を見直し、長期継続契約・業種間の一括契約など必要最小限かつ効率化に努めること。

カ 補助金・負担金等については、目的、事業内容、事業効果等を精査のうえ、必要不可欠なものに限って要求すること。また、交付先に対して積極的に経費縮減努力を促すこと。

交付団体等の決算書において補助金・負担金以上の繰越金がある場合などは、原則として要求を見送るか、事業内容を大幅に見直すなど精査すること。

併せて、単年度で終わる補助事業を除き、複数年にわたるような補助事業を実施する際には、先の決算審査意見書にもあったように補助金交付要綱の制定及び運用実施を適切に図ること。

キ 投資的経費については、事業の緊急性・必要性・後年度の財政負担等を考慮し、効果的な事業実施を図ること。

また、事業実施にあつては国・県等の補助金を確保するなど、多額の地方債や一般財源を要する事業は十分に検討すること。

ク 町単独事業（集落補助事業）については、原則 5 か年計画に計上された事業のみとするが、新規事業であっても必要度・緊急性が高いと認められるものについては、各課で十分に精査の上、優先順位をつけ要求を行うこと。

※いずれも、原則当初要求のみ

ケ 一般財源のみの事業については、国・県補助金等利用できるものがないか検討のうえ、ない場合は特に見直しを行い、経費削減に努めること。

コ その他

（ア）事務用品については、補助事業をあてにすることなく、真に必要な額を適切に見込むこと。

（イ）食糧費については、原則ボランティアへのものだけとし、報酬、報償費の支払対象者及び職員のものとは認めない。また、昼食が必要なイベント等については午前又は午後のみで開催も検討すること。

（ウ）加除式の図書については、必要性を再確認し、単行本で用が足りるものやインターネットで閲覧が可能なものは、購読を中止すること。また、学校・保育所などで参考図書やCD等それぞれが同一のものを購入している場合は、共同利用について検討すること。

（エ）制度的に現時点で把握できないものについては、現行制度で見積りを行い、内容が判明した時点で財政担当と協議の上、要求書の差し替え等を行うこと。

（オ）広告入り物品の寄附（広告事業）を活用し、経費の削減に努めること。

サ 特別会計・企業会計についても、原則として一般会計に準じるものとする。

独立採算性が原則であるため、事業収入の確保、経営の効率化、経費の有効活用に努め、法令等で負担区分が明確化されているもの及び会計間協議により負担するものを除いては、安易に他会計に依存することのないようにすること。